別表第1 指定場所ごとの禁止行為の解除承認の可否

指定場所			禁止行為の種類			
			喫煙		裸火	危険物品 持込み
劇場,映画館,演芸場,	舞台		0		0	0
	客席		×		0	0
	公衆の出入りする部分					0
公会堂,集会場注1	舞台		0		○注 4, 5, 6	0
	客席		×		○注 4, 5, 6	0
	公衆の出入りする部分					0
キャバレー,ナイトクラ ブ,ダンスホール, 飲食店	舞台		0		0	0
百貨店、マーケット、	売場		Δ	注3	0	0
その他の物品販売業を営む店舗 注 2	通常顧客の出入りする部分		Δ	注 3	0	0
屋内展示場注 2	公衆の出入りする部分		Δ	注 3	0	0
旅館、ホテル、宿泊所	催物の行われる部分		使用用途に応じて取り扱う			
地下街	売場		\triangle	注 3	0	0
	地下道		\triangle	注 3	×	×
重要文化財等	建築物の内部	個人の住居,事務の用 に供する部分(※)				
		(※)以外の部分	0	注 7	○注 4, 5, 6, 7, 8	〇 注7,8
	建築物の周囲		Δ	注7	○注 4, 5, 6, 7, 8	○ 注7,8

- 備考 「○」は解除承認が可能な場所,「×」は解除承認が不可能な場所,「△」は解除承認が不可能な場所(規制対象外となる場合があるもの),「/」は規制を受けない場所を示す。
- 注1 地域の集会場で利用者が限定されるものは規制対象外
- 注2 床面積の合計が1,000 m3以上のものに限る。
- 注3 喫煙所(条例第23条第4項第2号に規定する喫煙所)は規制対象外
- 注4 祭り、伝統芸能等の伝統的行事における提灯、かがり火等の使用は規制対象外
- 注 5 宗教的行事における灯明、線香、ストーブ等の使用は規制対象外
- 注 6 茶室、給湯室等における室の本来の機能を活用した裸火使用は規制対象外
- 注7 飲食店,宿泊所等の営業を営む場所における喫煙,裸火使用及び危険物品持込みは規制対象外
- 注8 採暖のためのストーブ使用, 萱葺屋根整備のための燻蒸等施設の維持管理のための裸火使用及び危 険物品持込みは規制対象外